

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号。以下「区分命令」という。）第一条（第一項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点）を有する銀行に係る部分を除く。）、第二項第一号（同号に掲げる表の海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等に係る部分を除く。）、第六項、第七項及び第十六項に限る。）及び第二条（第五項を除く。）の規定は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）附則第三十三條第一項の規定により適用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六條第二項の主務省令で定める特定承継会社（再編強化法附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は特定承継会社及びその子会社等（銀行法第十四條の第二二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令について、区分命令第六條の規定は銀行法第五十三條第一項第八号の主務省令で定める場合について、区分命令第七條の規定は銀行法第五十七條の六の主務省令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる区分命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[illegible][illegible]

第二 条 第一 項	第十四条の二第二号	法第十四条の二第二号	比率であつて、次項に規定する単体資本パツファー比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・パツファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率	同条第一号	本比率基準（という。）
第二 条 第二 項	第十五条の二第二号	法第十五条の二第二号	比率であつて、次項に規定する連結資本パツファー比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・パツファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率	同条第一号	本比率基準（という。）

[illegible]

格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四條第四項各号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六條の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六條の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四條第四項各号において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第二百二十六條の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四條第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等及び自己資本比率以上の自己資本比率、資本パツファーマー比率（単体資本パツファーマー比率又は連結資本パツファーマー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本パツファーマー比率、レバレッジ比率以上のレバレッジ比率又はレバレッジ・パツファーマー比率（単体レバレッジ・パツファーマー比率	である場合には、当該特定承継会社について、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該特定承継会社又は当該特定承継会社及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。
（再編強化法附則第三十三條第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下この号及び次号において「貯金保険法」という。）第六十	の認定等

又は連結レバレッジ・
バツファー比率をいう。
以下この項及び次条に
おいて同じ。）以上のレ
バレッジ・バツファー
比率に係るこれらの表
の区分に掲げる命令と
する。

六条第一項
に規定する
適格性の認
定等をいう。
以下この項
において同
じ。）に係る
合併等（貯
金保険法第
六十一条第
二項に規定
する合併等
をいう。）を
行った救済
農水産業協
同組合（同
条第一項に
規定する救
済農水産業
協同組合を
いう。）
二 適格性
の認定等を
受けた農水
産業協同組
合連合会等
（貯金保険法
第六十二条
第一項に規
定する農水
産業協同組
合連合会等
をいう。）か
ら同項に規
定する資金
の貸付けそ
の他の援助
を受けた農
水産業協同
組合（貯金
保険法第二
条第一項に
規定する農
水産業協同
組合をいう。
次号におい
て同じ。）

	三 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合であつて、指定支援法人（再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十二条第二項に規定する指定支援法人をいう。）が行う再編強化法附則第二十九条第二項の規定により適用する再編強化法第三十三条に規定する業務の対象となつたもの

附 則
この命令は、平成二十八年八月一日から施行
する。
附 則 （令和五年一月二七日内閣府・財
務省・農林水産省令第一号）
この命令は、令和五年三月三十一日から施行
する。